

DV被害女性における住居の確保**—生活保護制度に着目して—**

首都大学東京大学院博士後期課程 東 景子 (8544)

[キーワード] DV被害女性、住居、生活保護制度

1. 研究目的

加害者の暴力から逃れるために、一時保護施設に避難したDV被害女性（以下DV被害者という）は必要最小限の現金と所持品だけを持ち、施設に入所するケースが大半である。また施設を退所する際、DV被害者のうち30.7%が民間賃貸住宅へ移る（内閣府2007:30）。そこで問題となるのは、高額な住居資金の調達である。資金を準備する手段として、生活保護制度の住宅扶助はきわめて有効な制度であると考えられる。しかしながら、施設退所時に民間賃貸住宅へ転居するDV被害者のうち、生活保護を申請し住居を確保する者は3割程度にとどまる（葛西2008）。生活保護制度は生活に困窮する国民を対象に最低限度の生活保障を目的としている。したがって、貧困の理由がいかなるものであっても、生活困窮の事実が明らかであれば保護が開始されるはずである。では、なぜDV被害者の多くが生活保護を受給していないのか。

そこで本研究は、DV被害者の多くが生活保護を受給していない現状を鑑み、はじめに生活保護制度におけるDV被害者の位置づけを明らかにする。次いで、なぜDV被害者の多くが生活保護を受給していないのかを検討する。

2. 研究の視点および方法

本研究は、施設退所後に民間賃貸住宅へ転居するDV被害者を研究対象とする。また、転居の際、生活保護を申請し住居を確保するという点に着目する。

研究方法は文献研究を用いる。具体的には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）、生活保護手帳（2015）、生活保護手帳別冊問答集（2015）、2015年の社会保障審議会生活保護基準部会における住宅扶助に関する議事録（2015）、政府刊行の住宅扶助に関する資料等を取り上げ検討する。加えて、DV被害者の住居確保に関する先行研究も併せて概観する。

3. 倫理的配慮

本報告に際しては、日本社会福祉学会の研究倫理指針を遵守する。

4. 研究結果

研究結果から以下のことが明らかとなった。

生活保護法においては、①住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 住居 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの（生活保護法 第14条 住宅扶助）。②社会福祉法に規定する社会福祉施設、売春防止法による婦人相談所が行う一時保護の施設、DV防止法による婦人相談所が自ら行う又は委託して行う一時保護の施設等から退所するに際し帰住する住居がない場合は、転居に際して必要なものとして認定して差し支えない（課長通知 第7の30 転居に際し敷金等を必要とする場合）。③配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の規定による被害者については、生命及び身体の安全確保を図るために新たに借家等に転居する場合は、転居に際して必要なものとして認定して差し支えない（課長通知 第7の30 転居に際し敷金等を必要とする場合）。なお、DV防止法第28条2の準用によれば、DV被害者とは、配偶者、元配偶者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者からの身体に対する暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者をいう。④住居喪失者が生活保護を申請した場合、申請者が申請した自治体が窓口となる。但し、DV被害者が一時保護を求めた場所が生活保護の窓口となる自治体もあるため、その運用においては一様ではない。

先行研究においては、①扶養義務者に対する扶養照会をすることで、加害者に被害者の居所が判明してしまう恐れがある。そのため、DV被害者の扶養義務者に対する扶養照会の省略は認められているが（局長通知 第5の2の2）、その点が周知されておらず、DV被害者は保護申請に不安を抱くケースもある。②DV被害者は、保護申請時に家庭内暴力について話をすることに抵抗や不安がある（何度も同じ話をしなければならない、理解してもらえない、心ない言葉を受ける等）。③生活保護を受給せず民間賃貸住宅へ転居したDV被害者は「知人・友人からの借金」、「生活再建基金（貸付）」等を利用している。

5. 考察

以上の結果から、以下のことが考察される。

①DV被害者は、生活保護の認定審査において扶養照会しない等とりわけ秘匿性が重視されている。この点を踏まえると、DV被害者は、生活保護の審査判定において別基準で判断されると考えられる。②DV被害者が法的保護の対象として認定されているか否かは、生活保護の判定に少なからず影響を与えると考えられる。③DV被害者の対応にあたる支援者に十分な経験や理解がない場合、あるいはDV被害者が一時保護を求めた窓口と福祉事務所との繋がりが希薄である場合、福祉事務所への連絡調整の不備から、生活保護申請が円滑に行われない状況が推量される。④DV被害者がCWに対して再び保護に至る状況を話す必要があることに二次被害を懸念する場合、生活保護の申請は敬遠されると考えられる。

参考文献

内閣府（2007）『配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査結果』。
葛西リサ（2008）「ドメスティックバイオレンス（DV）被害者の住宅確保の困難性」『社会政策』Vol.1（1），pp. 115-27.